

## 見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和4年3月15日

全国健康保険協会広島支部

支部長 神田 和幸

### 1. 調達内容

#### (1) 調達件名

労働安全衛生法に定める一般定期健康診断及び「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器健康診断業務委託

#### (2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

#### (4) 見積競争方法

見積額は各健康診断ごとの見積単価とし、受診予定者数を乗じて得た総価が最も安価となる者と契約することとする。

契約にあつては、見積書に記載された各健康診断ごとの見積単価（税抜）をもって契約金額とするため、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

### 2. 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。

(2) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

①本委託業務を万全の体制で実施し、誠実に履行できることを約した者であること。

②当該役務又は同種の役務の履行実績を有する者であること。

③当役務を第三者に委託することなく履行可能な者であること。

(3) 健康診断実施場所が全国健康保険協会広島支部（広島市東区光町）から1.5km圏内（徒歩20分以内で到着できる範囲）であること。

(4) 全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認可を受けられないときは、履行期間等の変更又は契約不成立があり得ることを了承する者であること。

### 3. 見積書の提出場所等

(1) 仕様書等の交付場所、見積書の提出場所及び問い合わせ先

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階  
全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ 担当 倉重  
電話 082-568-1014

(2) 見積書提出期限

令和4年3月29日(火)午後5時15分

※郵送の場合も上記日時までに必着とする。

4. その他

(1) 見積書には事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会広島支部宛に提出すること。(見積書の様式は任意で可)

記入漏れ、押印漏れ又は、判読不能のものは無効とする。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 提出した見積書の差替え、変更、取消はできないものとする。

(4) 見積書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(5) 一旦受領した書類は返却しない。

(6) 本公告に示した競争資格の無い者の提出した見積書、見積者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他条件に違反した見積書は無効とする。

(7) 契約保証金

免除

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 契約相手方の決定方法

- ・ 本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会広島支部長が判断した者であって、見積書の単価(税抜き)に広島支部受診予定者数を乗じて得た額の合計額が、本見積競争参加者中の最低価格となる見積書を提出した者を契約対象者とする。

- ・ 同価格の見積書を提出した者が複数いる場合においては、当広島支部と健診実施機関(健診場所)の距離の短い者を契約の相手方を決定する。

(10) 見積競争の結果、契約の相手方に決定した者には、令和4年3月31日(木)午後3時までに電話にて連絡する。

【全国健康保険協会会計細則】

(競争に参加させることができない者)

第30条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

(競争に参加させないことができる者)

第31条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。